

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅱ 個別の支援(第2章)													令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った			
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課	
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。	(4) 個別の必要に応じた支援	㉦ 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国語版母子健康手帳の配布、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。	16条		59		「そなえる。かわさき」やさしい日本語版	■目的・目標：防災知識の普及啓発を図るために、「やさしい日本語」による防災啓発広報紙を配布します。 ■事業概要：防災啓発冊子「備える。かわさき」について、言葉や専門的な用語をやさしい日本語に置き換えた「やさしい日本語版」を配布します。	情報プラザ及び各区役所、市民館等を通して配架及び配布を継続的に行いました。	多文化共生プラザや各区役所、市民館等を通して配架及び配布を継続的に行いました。	市のホームページにも掲載したほか、小学校や子ども文化センター向けの出前講座の中でも配布・説明を行いました。	内容の見直し等を行い、子どもへの広報啓発を進めていく必要があります。また、ことも向け防災啓発動画を作成し、「川崎市ぼうさいチャンネル」でも配信した他、GIGA端末でも視聴可能となっているので、その活用も課題となっています。	3	危機管理本部	危機管理部	
							外国人市民施策事業	■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。 ■事業概要：川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進し、国籍や文化の違い等により差別や不利益をうけることがないように努めます。また、施策の進捗状況調査を定期的に実施し、施策の検証・評価を行います。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を継続して実施するとともに、外国人市民の増加や外国人市民を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、庁内調整や市民意見募集等を実施の上、指針を改定しました。	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況調査を行うとともに、川崎市多文化共生社会推進協議会で指針に基づく施策の検証・評価を行いました。	多文化共生社会推進協議会を開催し指針に基づく施策の検証・評価を行いました。また、5年ぶりに外国人市民意識実態調査を実施し、近年の外国人市民の状況や5年前からの変化等を把握し、報告書を取りまとめました。	令和6年3月に改定した多文化共生社会推進指針に基づき、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する必要があります。 令和6年度に実施した外国人市民意識実態調査等を踏まえ、外国人市民を巡る社会環境の変化を反映しながら取組を推進する必要があります。				
							多文化・多言語に配慮した情報提供(保育園)	■目的・目標：多文化・多言語に配慮した保育の情報提供・情報共有を行うことで、国籍等にかかわらず、子どもの置かれている状況に応じて相談や保育支援を受けられる環境作りを推進します。 ■事業概要：保護者向けのたよりにルビを振るほか、日本語を読むことが困難な保護者に対しては、個別に説明することにより、外国籍等の保護者に対して、必要な情報の提供を行います。	保育園日より等にルビを振ることや、やさしい日本語で表記し、読みやすい工夫をしました。また、日本語を読むことができない保護者に対しては個別に説明を行うなどし、外国籍等の保護者に対する情報提供の工夫に努めました。 新たに、入園時の重要事項説明書を3か国語に翻訳したものを作成しました。	保育園日より等にルビを振ったり、翻訳アプリで直接翻訳できるようにしたり、読みやすい工夫をしました。日本語を読むことができない保護者に対しては翻訳機、筆談や手話等を利用して個別の説明や情報提供の工夫に努めました。3か国語に翻訳した入園時の重要事項説明書を活用しています。また、絵カードや給食メニュー表記は分かりやすい方法で対応しました。食事や文化、習慣の違いについて、安心して生活できるように配慮を行い、季節の行事は、宗教的配慮から保護者に確認を取りずすめていきました。	子どもや保護者の置かれている状況を理解し保護者に寄り添った対応をすることで、保護者は園や子どもの園生活の様子の理解につながり、園と保護者が共に子どもの育ちを喜び合うことができました。文化の違いなどで異なる点等、具体的なことを保護者と確認をとり、配慮した対応を進めることで、関係を深めていく事ができました。	引き続き、園のパンフレットやしおりなどを「やさしい日本語」にするなど、保護者が必要としている情報の提供や、相談や保育支援を受けられる体制を推進する必要があります。 また、保育園では外国籍等の家庭が在籍しているクラスのみならず、園全体でその家庭を支援する体制を積極的に整えていく必要があります。継続して保護者同士をつなぐ工夫もしていきます。				
							在日外国人母子保健サービス支援事業	■目的・目標：外国籍の母子が日本人母子と同様に母子保健サービスを受けられ、安心して育児ができるように支援します。 ■事業概要：各区地域のみまもり支援センターにおいて外国語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施します。	各区役所において、日本語を母語としない妊婦など、日本語に不自由な方が希望した場合、外国語版母子健康手帳を交付しました。川崎区では妊婦届提出時に外国人支援団体が開催する日本語教室の案内を配布しました。 各種母子保健事業開催にあたり、必要時に通訳ボランティアの派遣を行いました。	外国人市民のに対しては、希望に応じて日本版または外国語版母子健康手帳の交付を行いました。また、本年度から市ホームページに外国人市民向け産前産後に関する情報リーフレットの字法を行い、窓口においても対象者へ案内を実施しました。また、状況に応じて、翻訳アプリ等を活用し、必要な情報の提供に努めました。	日本語を母語としない母子が安心して育児ができるように、外国語版母子健康手帳の交付や必要な情報の提供を行いました。	外国籍の市民に対しても必要な情報が届くよう、市ホームページやチラシ類の広報物等の見直しを行う必要があります。				
							川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	■目的・目標：日本語に不慣れな子どもや保護者が言葉が通じないことが原因で、適切な支援を受けることができずに孤立することを防止するため、通訳及び翻訳を実施します。 ■事業概要：子ども支援関係機関において通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して通訳の派遣や翻訳を行います。	子ども支援関係機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳支援を223件実施しました。 12月9日に通訳・翻訳ボランティア交流会を実施しました。	川崎区内の子育て支援機関からの申請に基づき川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れな子どもの手続きや相談等に関する通訳・翻訳を169件実施しました。 また、事業の周知を図るため、子育て支援機関へのチラシ等の配布や、関係者が集まる会議等での説明を行いました。12月14日に通訳・翻訳ボランティアの交流とスキルアップ、及びボランティア人材の発掘を目的とした交流会を実施しました。	子ども支援機関からの申請に基づき、通訳及び翻訳支援を169件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者等を支援し、子どもや保護者の孤立を防止しました。 通訳・翻訳ボランティア交流会では、通訳・翻訳者のニーズ調査を行った上で通訳者のメンタルヘルスについての研修を併せて行い、通訳・翻訳者の困りごとの解消につなげることができました。	外国につながることもや保護者が増える中、通訳・翻訳ツールが充実してきた影響もあり、通訳・翻訳実施件数は減少傾向にあります。通訳による母語での支援が必要な場面も多くなります。引き続き関係機関と連携し事業の周知を図り、子どもや保護者の孤立防止に努めます。				
							日本語に不慣れな小中学生学習支援事業	■目的・目標：日本語に不慣れな小中学生が学校生活や地域生活に適應し、健全で安心して過ごすための取組を推進します。 ■事業概要：区に住む渡りして6年ぐらまでの、外国につながる小中学生を対象として小学生週1回、中学生週2回、桜本地域で、日本語・学習サポートを含む交流の場を提供します。	外国につながる小中学生を対象として、桜本地域において、小学生教室(週1回程度、47回)、中学生教室(週2回程度、90回)を実施しました。また、11/1に、学習支援者に向けた研修会を実施しました。	日本語に不慣れな小中学生を対象とした学習支援教室を桜本地域で小学生教室は週1回、中学生教室は週2回開催しました。11月には学習支援員の資質向上や関係者の交流による連携の推進等を目的とした研修交流会を実施しました。	小学生教室約50名、中学生教室約35名に対し、日本語・学習サポート、交流を含む居場所づくりを行いました。 また、学習支援員を対象とした研修交流会では、最新の市の日本語指導体制や国際教室、多文化共生教育について知識の更新をする等スキルアップの機会を設けました。	学習支援教室に通う小中学生が増加し続けている現状を踏まえ、次年度は学習支援員の増員を行います。対象者は増加し続けており、活動場所や支援者の確保が今後の課題です。 また、大師地区に支援を必要としている子どもや保護者が増えているものの、通いやすい場所に学習支援の場がない状況があります。関係部署との課題認識は一致していますが、設置に向けた関係部署との情報共有や検討、活動場所や支援者の確保が今後の課題です。				
							外国籍子ども学習支援事業	■目的・目標：地域教育資源を活用した教育活動を推進します。 ■事業概要：外国籍等海外につながるを持ち、日本語を通じた日常の学習の理解に課題を抱える児童・生徒に対して、教員免許や日本語教師等の資格を持つ地域ボランティアにより区内の小・中学校において、個別の学習支援を行う他、夏休みなどの長期休業期間を利用した学習会を市民館などの公共施設で行うなど、学習に自信をもち、充実した学校生活を送れるようサポートを行います。	麻生区内の市立小学校・中学校において、外国籍等外国にルーツを持ち、日本語を通じた学習理解に課題を抱えた児童等に各校と連携し、教育免許や日本語教師等の資格を持ったボランティアによる学習支援活動を実施するとともに、夏休みや春休み等の長期休業期間を利用した学習会や交流会も実施しました。	麻生区内の市立小学校・中学校において、外国籍等外国にルーツを持ち、日本語を通じた学習理解に課題を抱えた児童等に各校と連携し、教育免許や日本語教師等の資格を持ったボランティアによる学習支援活動を実施するとともに、夏休みや春休み等の長期休業期間を利用した学習会や交流会も実施しました。	小学生14名、中学生6名について、学習支援を、それぞれの在籍している学校に出向いて実施しました。また長期休業期間を利用した学習会、交流会を開催し、年間を通じて区内各小・中学校と連携し、日本語を通じた学習理解への支援活動を実施しました。	麻生区内の外国につながる児童・生徒の入学割合は増加傾向にあり、新たな支援の担い手の確保や支援者の研鑽等、より効果的なサポートの検討や教育委員会等関係機関との一層の連携強化が必要となってきました。				
							多文化・多言語に配慮した情報提供(学校)	■目的・目標：市立学校に在籍する児童生徒が言語による不利益を受けることがないように努めるための取組を行います。 ■事業概要：市内全校種の学校で、学校便りを始めとする家庭向けの印刷物にルビをふることを呼びかけます。また、必要な学校等に通訳機器を配置して児童生徒及び保護者への情報提供を支援するとともに、保護者面談等の場面では委託により通訳者を配置します。また、日本の学校制度や就学手続などを多言語で説明するハンドブックを作成し、配布します。	きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難さを抱える児童生徒や保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用P Cに掲載しています。 また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機を学校等に181台配置しました。 また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。 また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。(9か国語)	きめ細やかな対応の一つとして、日本語の理解に困難さを抱える保護者のために、学校からのお知らせ文にルビをふったり、多言語化したりした文書を、校務用P Cに掲載しています。 また、情報提供やコミュニケーションを支援するため、通訳機を学校等に新たに51台配置しました。 また、通訳・翻訳支援事業により学校等に通訳者を配置し、学校と保護者との相談への支援を行いました。 また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、日本の学校制度の説明や就学にかかわる手続き等の説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」の内容を見直し、配布しました。(9か国語)	通訳機の配置及び通訳者の派遣等により、学校における児童生徒及び保護者への多言語による支援を行いました。また、小学校や中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、多言語による「外国人保護者用就学ハンドブック」を配付し、日本の学校への就学に関わる情報提供を行いました。	日本語の理解に困難さを抱える児童生徒及び保護者に対して、通訳機を含めた言語面での支援の強化が引き続き求められています。				
							日本語指導初期支援員の配置	■目的・目標：日本語指導が必要な全ての児童生徒を対象に、特別的教育課程による日本語指導を実施します。また、初期の日本語習得及び学校生活への適応などの支援をします。 ■事業概要：日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒が多数在籍する学校に国際教室を設置します。また、在籍数が少ない学校では非常勤講師による指導を実施します。また、委託により日本語指導初期支援員を派遣します。	日本語指導が必要な児童生徒に、特別的教育課程を編成・実施しました。5人以上在籍する学校には、国際教室を設置し、在籍が4人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しました。 教育相談を各區・教育担当や教育政策室、学校で実施しました。学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を開始しました。令和5年度は255件の新規配置を実施しました。	各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を実施し、日本語指導の初期段階や学習支援、学校生活の適応を支援するために、業務委託により日本語指導初期支援員の配置を行いました。令和6年度は279件の新規配置を実施しました。	様々な言語に対応した人材確保ができており、母語支援を主とした支援員の迅速かつ確実な配置を行いました。また、相談支援員の配置により、川崎区での外国人の教育相談に柔軟に対応できるようになりました。	今後も、支援員を迅速かつ確実に配置できるように、仕様等を精査しながら、より効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続します。				

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅱ 個別の支援(第2章)											令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。	(4) 個別の必要に応じた支援	⑧ 性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。	16条	68	68		性的マイノリティ人権関連事業	■目的・目標：川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、性的マイノリティの人々の人権が尊重され、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられるよう取組を進めます。 ■事業概要：「性的指向」や「性自認」についてのお悩みをはじめとする性的マイノリティについて人権意識の普及活動や支援活動を推進します。また、健康福祉局精神保健福祉センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター、教育委員会教育相談センター等の性同一性障害に関わる相談機関との連絡・調整を行います。	(人権意識の普及活動) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、2月に「企業向け『LGBTセミナー』」を録画配信形式により、「企業向け人権セミナー」の一環で行いました。当事者団体からLGBTの基礎事項等について、民間企業から取り組み事例について講演を行い、64社93名から申込みがありました。また、「企業向け人権セミナー」では、「企業向けD&I(ダイバーシティ&インクルージョン)セミナー」も録画配信形式で1月に行い、55社84名から申込みがありました。 (連絡・調整) 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「『LGBT』もっと身近に!!～多様な性について考えよう～」をテーマに研修を兼ねた形式で年1回開催しました。	(人権意識の普及活動) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、1月～2月に「企業向け『LGBTセミナー』」を録画配信形式により、「企業向け人権セミナー」の一環で行いました。企業におけるLGBTに関する取組のポイントなどについて講演を行い、94社から延べ299名の参加がありました。また、「企業向け人権セミナー」では、「ビジネスと人権セミナー」も録画配信形式で1月に行い、72社から延べ320名の参加がありました。 (連絡・調整) 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会について、「『LGBT』当事者は身近にいます!!～多様な性についてもっと知ろう～」をテーマに研修を兼ねた形式で年1回開催しました。	「企業向けLGBTセミナー」においては、LGBT当事者にとって働きやすい職場環境について、当事者等から直接、話を聞く機会になったとともに、庁内でも人権研修としてLGBTをテーマにした研修を開催し、広く参加者を募り、性の多様性に関する理解を深めるきっかけとなりました。受講者の感想から、「当事者の体験が聞けてためになりました。」「問題を客観的・学術的に整理して浸透させていく部分と人権意識を向上させる当事者の体験を合わせた研修内容になっていてありがたかったです。」などの声がありました。	性的マイノリティに関する人権課題等について、引き続き市民に十分訴求することを目指し、イベントによる普及活動や庁内連絡会議などを通じて関係機関との連絡・調整を推進していく必要があると考えます。	3	市民文化局	人権・男女共同参画室
		性的マイノリティ支援に向けた複合イベント					■目的・目標：上記68の具体的な取組として、映画上映等を通じて、市民に対して性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を広めるよう取組みます。 ■事業概要：映画の上映及び当事者を含むトークショー、さらには当事者・家族・支援者による「情報共有ルーム」等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティを身近に感じ、理解を深め、お互いを尊重し合える機会とします。特に中学生・高校生の参加を促進します。	川崎市人権啓発上映会&トークショー「ピープルデザインシネマ2024」を開催し、性的マイノリティをテーマとした映画上映や当事者ゲストによるトークショー、当事者・家族・支援者のための「情報共有ルーム」を実施しました。映画上映及びトークショーは延べ52人、「情報共有ルーム」は延べ21人の申し込みがありました。 開催日は1月27日と2月26日で、1月は映画上映及びトークショーと「情報共有ルーム」、2月は「情報共有ルーム」のみ開催しました。 トークショーの合間に映画上映を行い、映画に関するエピソードを交えたトーク内容となりました。 「情報共有ルーム」は、年2回の実施とし、周知に際しては、市内の小中学校、学校にイベントポスターを配布し掲示を依頼するほか、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫するなど、中学・高校生の参加のしやすさに配慮しました。	性的マイノリティ支援に向けた複合イベント「COLORS CINEMA KAWASAKI」を開催し、性的マイノリティをテーマとした映画上映や当事者ゲストによるトークショー、当事者・家族・支援者のための交流会を実施しました。映画上映及びトークショーは延べ23人、交流会は延べ20人の参加がありました。 開催日は12月21日と3月22日で、12月は映画上映及びトークショーと交流会、3月は交流会のみ開催しました。 トークショーの合間に映画上映を行い、映画に関するエピソードを交えたトーク内容となりました。 交流会は、年2回の実施とし、周知に際しては、かわさきイベントアプリを活用し、市内の小中学校、高等学校にお知らせしたほか、私立学校へもチラシ・ポスターの配布を行いました。また、関連団体のネットワークを積極的に活用し、悩んでいる当事者に直接情報が伝わるように工夫するなど、学生の参加のしやすさに配慮しました。	映画上映及びトークショーにおいては、性的マイノリティに関する人権課題や当事者が抱える生きづらさなどに関する理解を深めるきっかけとなりました。 また、交流会では、当事者の方が普段の困りごとや悩みごとを相談したり共有することができ、また、当事者間で交流する機会にもなりました。 参加者の感想から、「映画とトークショーを組み合わせることでより理解が深まる」「皆さんが気兼ねなく交流ができてとてもよかった。」「参加者全員が、安心して話せる場だと感じていたからだと思う」等映画上映及びトークショー、交流会どちらについても参加してよかったとの回答がありました。	SNS等を活用してイベントの周知を行いました。が、当該イベントの広報の手法等については、工夫しながら行っていく必要があると考えます。	3	市民文化局	人権・男女共同参画室	
		イベントにおける人権関連ブースの出版					■目的・目標：上記68の具体的な取組として、市内で開催されるイベントにおいて人権関連ブースを出展し、性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題について、正しい理解を広めるよう取組みます。 ■事業概要：「性的指向」や「性自認」についてのお悩みに関する相談窓口をはじめとする性的マイノリティに関する施策や関係団体の情報を紹介するほか、子どもの権利を含めた様々な人権課題についての啓発や相談窓口の案内などを行います。	4月に開催した「かなまら祭り」に人権関連ブースを出展し、性的指向や性自認を含む不当な差別的取扱いを禁止する旨記載された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るパネルを掲示、また、「かわさき人権相談」に係るパネルの展示や啓発物を配布し、相談窓口の案内を行いました。	4月に開催した「かなまら祭り」に人権関連ブースを出展し、性的マイノリティの人権についてや川崎市の取組について記載されたパネルの展示、また、啓発冊子や啓発物品を配布し、性的マイノリティの人権課題についての啓発や相談窓口の案内を行いました。	「かなまら祭り」に人権関連ブースを出展し、性的マイノリティをはじめとする様々な人権課題について、正しい理解を広めるよう取り組みました。 また、パネルの展示や啓発物の配布により、性的マイノリティの人権課題や相談窓口があることを知ってもらうきっかけとなりました。	性的マイノリティに関する人権課題や相談窓口等について、引き続き市民に十分訴求することを目指し、人権関連ブースの出版による普及活動を推進していく必要があると考えます。	3	市民文化局	人権・男女共同参画室	
		男女平等教育参考資料の作成					■目的・目標：性別役割分担意識のまだ少ない小学生を対象として、「男らしく女らしく」ではなく、「自分らしく」生きることが大切であることに気づくための手助けとします。 ■事業概要：男女平等教育の参考となる冊子等を作成・配布し、学校教育における男女共同参画に関する教育を推進します。	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学3年生を対象に配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育において男女平等教育実践の視点等の周知に努めました。配布時期を男女平等推進週間(6月23日から6月29日まで)に合わせ6月にしました。	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学3年生を対象に配布しました。あわせて教員用に「活用の手引き」を配布し、学校教育において男女平等教育実践の視点等の周知に努めました。配布時期を男女平等推進週間(6月23日から6月29日まで)に合わせ6月にしました。	毎年市立小学校のみならず市内の私立の小学校も含めた全小学3年生に配布し、市内で活躍する人々や市内の施設等イラストを用いて、性別役割分担意識のまだ少ない小学生が「自分らしく」生きることが大切であることに気づくための啓発を実施できました。	性の多様性にも配慮しながらも、男女共同参画の推進には性別役割分担意識の解消に向けた取組を若い世代に対して実施していくことが重要です。今後は、啓発の手法を検討しながら継続して実施していく必要があります。	3	市民文化局	人権・男女共同参画室	
		思春期精神保健相談					■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関支援を行います。 ■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を行います。また事例検討会の開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。思春期精神保健電話相談のスーパーバイズを隔月で年6回開催しました。担当職員は思春期精神保健相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、事例検討や研修会を開催しました。	思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。思春期精神保健のスーパーバイズを毎月(年12回)開催しました。思春期精神保健に関連する研修会を1回開催しました。	思春期精神保健スーパーバイズでは、延べ約219名の参加があり、思春期相談に対応する各関係機関のスキル向上と相談機関同士の顔の見える関係の構築につながりました。 また、スーパーバイズを行う中で把握したニーズを元に研修会を行い、約40名の関係機関の職員の参加があり、知識技術の向上につながりました。 スーパーバイズや研修にて、相談を受ける職員のスキルを向上させながら、子どもの状況や保護者の状況に応じた電話相談を実施することができまし	複雑困難化する思春期精神保健相談に対し、子どもやその保護者の相談に的確に対応するために、スキル向上とともに関係機関同士の相互理解、連携をより強化する機会を創出する必要があります。	3	健康福祉局	こころの健康課	
		健全母性育成事業					■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：各区地域まもり支援センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。また、市内の学校等に対して集団指導を実施します。	地域まもり支援センターにおいて性を含めた心や身体、健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域まもり支援センターにおいて性を含めた心や身体、健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。	集団指導においては引き続き実施の対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。プレコンセプションケアの概念について広報を充実していきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	
		性別違和などに悩む児童生徒への対応					■目的・目標：教職員が性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識を得て、理解を深めるための取組を行います。 ■事業概要：性的マイノリティの人権課題に関する教職員を対象とした研修を行います。また、悩みを抱えた児童生徒や保護者への対応に向けた学校への支援を図ります。	子どもの権利学習派遣事業「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でのいる権利等について考える学習を25校で実施しました。ライフステージに応じた研修や人権尊重教育を推進する担当者研修等で、性的マイノリティを含む人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。また、保護者向けリーフレットを作成し、小学校5・6年、中学校・特別支援学校に配布し、児童生徒、保護者及び教職員の理解促進を図りました。	子どもの権利学習派遣事業「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でのいる権利等について考える学習を29校で実施しました。ライフステージに応じた研修や人権尊重教育を推進する担当者研修等で、性的マイノリティを含む人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。また、保護者向けリーフレットを作成し、小学校5・6年、中学校(部)1年に配布し、児童生徒、保護者及び教職員の理解促進を図りました。	ライフステージに応じた研修や担当者研修、「性の多様性プログラム」の実施、リーフレットの配布を通して、性的マイノリティの児童生徒の悩みや具体的な対応について話をするなどで理解が深まり、教職員の意識の向上につながりました。校内で性的マイノリティの人権についての研修が実施されるようになったことや、子どもが理解するなど、性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活が過ごせるような支援体制づくりが進んできました。	性的マイノリティの児童生徒の悩みが直接的に見えつらいため、日々の生活において、何気ない大人の言動が子どもの心に大きく影響することがあります。教職員や保護者の意識改革は継続して実施していく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室	
		⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みとの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条	75	75		地域療育センター等における相談事業	■目的・目標：0歳から18歳未満の障害及び障害の疑いのある児童とその家族から相談を受け、専門スタッフの診察・評価に基づく支援(療育)を行います。 ■事業概要：障害等に係る個別の相談に対応するとともに、地域の関係機関と連携をとりながら、相談・評価・診察等に基づく支援を展開し、児童一人ひとりに対する支援を総合的に行います。 なお、児童の発達に関する相談につきましては、住居地の区に設置した子ども発達・相談センターで、まずはお受けします。	市内4か所の地域療育センターにおいて、障害及び障害の疑いのある児童への適切な評価や総合的な療育・支援など、引き続き実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区に次いで、麻生区に新たに設置しました。	指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせた市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのある児童について、適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。 また、令和3年度から設置を進めている子ども発達・相談センターについては、川崎区・幸区・宮前区・多摩区・麻生区に次いで、令和6年度に中原区・高津区に新たに設置しました。	地域療育センターにおいては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。 また、子ども発達・相談センターにおいては、地域療育センターと子ども発達・相談センターが連携しながら、発達に心配のある児童が早期に発達支援を受けられるような体制を構築し、適時適切な相談支援を実施しました。	子ども発達・相談センターと地域療育センターの適切な役割分担と、地域の関係機関への周知が重要であるため、検討を行いながら取組を進めます。	3	健康福祉局	障害計画課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅱ 個別の支援（第2章）											令和6年度の達成度（1～5の5段階評価で入力） 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。	(4) 個別の必要に応じた支援	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みとの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条		76		地域での生活を支援するための障害福祉サービス（在宅支援）	■目的・目標：障害を持った子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスを提供します。 ■事業概要：障害者総合支援法等に基づくサービス提供を通じて、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるように支援します。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	市内在住の障害のある中高生の放課後や夏休み等の長期休暇中において、放課後等デイサービス等で障害特性に応じた支援を継続して実施しました。	障害者総合支援法等に基づくサービス提供を通じて、障害を持った子どもも豊かな地域生活を送れるように支援しました。	利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっていくきます。 義務的な経費であるため、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。	3	健康福祉局	障害福祉課
					77	ふれあいー障害福祉の案内ー	■目的・目標：川崎市内の障害サービスに係る情報や相談機関の連絡先等の情報提供を行います。 ■事業概要：川崎市内にお住まいの障害者（児）やその家族の方々が利用できる各福祉制度の概要や保護・相談などの窓口を案内します。	本市や関係機関における障害福祉に関する各種制度等の情報を市民へ提供するため、各区地域みまもり支援センター等で配布する冊子『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成しました。また、掲載内容をホームページ上で公開するとともに、点字版等についても作成しました。	本市や関係機関における障害福祉に関する各種制度等の情報を市民へ提供するため、各区地域みまもり支援センター等で配布する冊子『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成しました。また、掲載内容をホームページ上で公開するとともに、点字版等についても作成しました。	『ふれあいー障害福祉の案内ー』を作成し、地域みまもり支援センターやその他関係機関での配布・ホームページで公開することで、障害のある子どもや発達に心配のある子ども、また、その家族に係る支援や、障害福祉に関する各種制度等の情報を広く市民へ提供します。	引き続き冊子の作成・配布を行い、障害のある子どもや発達に心配のある子ども、また、その家族に係る支援や、障害福祉に関する各種制度等の情報を広く市民へ提供します。	3	健康福祉局	障害計画課	
					78	障害児施設の設定・運営	■目的・目標：障害特性に応じた療育等の支援を行います。 ■事業概要：南・北・西部地域療育センター、中央療育センター、ソレイユ川崎などの施設を設置・運営します。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施しました。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出しました。	障害児施設において、障害児特性に応じた療育等の支援が行えるよう、施設運営の健全化を図るための給付費、措置費等を支出しました。	利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっていくきます。 義務的な経費であるため、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。	3	健康福祉局	障害福祉課・障害者施設指導課	
					79	発達相談支援センターにおける支援事業	■目的・目標：発達障害児・者に対する支援を行う地域の拠点として、本人及び家族等からの相談に応じ、相談支援及び助言を行うとともに、関係機関と連携した支援を行うことで、地域における支援体制の強化を促進します。 ■事業概要：発達障害児・者やその家族に対する専門相談、発達障害児・者を支援する関係職員への研修や市民への普及啓発を行います。また、庁内外の関係者で構成される発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、情報共有を図るとともに、今後の取組みについて報告等を行います。	発達相談支援センターにおいて、発達障害に関わる一般的な相談や医療相談、就労相談等を実施しました。 また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」（オンライン研修）や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」（集合研修）等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。 発達障害者支援地域連絡調整会議を令和6年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。	発達相談支援センターにおいて、学齢児以降の発達障害に関わる一般的な相談や医療相談、就労相談等を実施しました。 また、関係機関職員向け研修として、保育所・幼稚園等職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」や学校や福祉事業所等職員向けの「発達障害対応力向上研修」等を実施し、支援者の育成・養成を行いました。市民向けには、「市民講座」や「発達障がい応援キャラバン」を開催し、普及啓発等を行いました。 発達障害者支援地域連絡調整会議を令和7年3月に開催し、発達障害児・者支援に関する取組や課題等の共有を行いました。	発達障害児・者の専門相談機関である発達相談支援センターにおいて、個別の相談に丁寧に応じるとともに、各種取組を通じて、地域における支援者の養成・育成を図る等、発達障害児・者への支援体制の強化を行いました。 【実績】 発達相談支援コーディネーター養成研修：156名受講 発達障害対応力向上研修：延べ205名受講 市民講座：86名受講 発達障がい応援キャラバン：延べ171名受講	地域における支援者の人材育成や普及啓発の取組については、市民や関係機関等のニーズを適宜把握することが重要であり、それに見合った内容（実施方法を含む）となるよう、検討を行いながら取組を進めます。	3	健康福祉局	障害計画課	
					80	発達相談支援教室	■目的・目標：発達上の課題を有すると思われる幼児等に助言・相談等を行うとともにグループワーク等を通して乳幼児の健やかな成長について学ぶ機会を提供します。 ■事業概要：発達上の課題を有すると思われる概ね1歳6か月以上の幼児及び生活リズム等の養育環境の改善が必要な家庭の保護者等に対して、集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な発育発達を促す働きかけを行えるよう、養育を支援します。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発育発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。	幼児の健全な発達発育を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。1歳6か月児健診のフォロー教室としてらびっこ健康洋室を開催し延べ1670人の親子の参加がありました。	発育発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がってきているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。 発育や発達に不安を感じる保護者に対して、過剰な不安を抱く必要が無いよう、事業概要の案内を丁寧にを行い、保護者が相談しやすいよう広報を整えていきます。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保護担当	
					81	わくわくプラザ事業（障害児対応）	■目的・目標：障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進します。 ■事業概要：職員の子どもの権利に関する認識を向上させ、障害等による差別や不利益を受けることなく利用できるよう、学校や地域と連携を図り、適切に対応します。	学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすく過こしやすい施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。 具体的には、支援級に通学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修をすることで職員のスキルアップを図っています。	学校等と連携を図り、児童にとって利用しやすく過こしやすい施設にするとともに、障害のある子どもへの支援を適切に行いました。 具体的には、支援級に通学する児童の対応として、学校との情報交換を図るとともに、わくわくプラザでの生活や家庭の様子について保護者とコミュニケーションをとったり、利用方法などの相談を行い利用児童に寄り添った対応を行っています。その他、施設職員を対象にした市主催の資質向上研修や運営法人が独自に実施する障害児の対応をテーマにした研修を実施することで職員のスキルアップを図っています。	支援級に通学する児童の学校での様子とわくわくプラザでの様子を情報交換するなど、学校等と連携を図ることで必要な支援を適切に行うと共に、保護者へわくわくプラザでの生活や家庭での様子についてコミュニケーションを取ることで児童にとって利用しやすく過こしやすい環境を提供しました。 また、施設職員を対象に市主催で実施する資質向上研修や、各施設の運営法人が独自に実施する研修により、障害のある子どもが活動しやすくなる環境整備に対しての職員のスキルアップを図ることができました。	引き続き必要な支援を適切に行い、子どもの権利が守られるよう対応していく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室	
					82	統合保育	■目的・目標：障害の有無を理由として差別や不利益を受けることがないよう、保育所・家庭や地域等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。 ■事業概要：障害のある子どもも含めて全ての子どもがともに過ごす中で互いに理解あい、支えあう保育所等での活動を支援し、統合保育を充実します。	各園の発達相談支援コーディネーター等が園での手立てや支援体制を具体的に学ぶ機会を持ち、必要な支援につなげました。また、令和5年度から医療的ケア児を公立保育園21園で受入れを可能としました。受入れ園では障害のある子どもも含めて共に遊び、生活をしています。	すべてのことごとによって保育園が「安心」「安全」の場であるよう保育を行いました。育児の悩みを相談したり、気象に話ができる懇談の場や保護者同士をつなぐ場を実施しました。医療的ケア児は公立保育園21園で受入れを可能としています。障害のある子どもも含めて全ての子どもたち同士育ち合う環境作りや、お互いに理解し、支え、認め合える関係づくりを行い、インクルーシブ保育を行っています。	障害の有無に関わらず、子どもたちが保育を受けられるように環境を整えました。個性を尊重し、共に過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育を進め、子どもの権利保障に必要な支援を行いました。 他関係機関と情報交換や連携を通じて、保育園としてできる支援について共通理解を深めることができました。発達相談支援コーディネーターが保護者の抱える不安に寄り添い話を聞くことで、保護者が前向きに子どもと向き合う気持ちを持ち、子どもにより良い育ちを促すことができました。	全ての子どもが安心して「その子らしさ」を発揮して過ごせるような保育について、共通理解をもち職員間で深めていきます。他機関との連携を図りながら、適切な支援が受けられるよう引き続き統合保育を推進します。	3	こども未来局	保育・子育て推進部	
					83	子どもの発達支援事業（幸区）	■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「じっとしてられない」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の変容や悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。 ■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩んでいる保護者が、子どもとの向き合い方や子どもの力を伸ばすかわかりを学ぶ講座を開催します。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月23日29名、8月25日19名、10月27日18名、12月1日11名、2月2日28名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわかり方について知ろう！」を年4回（7月31日24名、10月17日15名、11月13日19名、2月20日17名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。 「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月28日15名、8月23日22名、10月4日18名、12月6日19名、2月28日30名が参加）開催しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわかり方について知ろう！」を年4回（7月5日11名、9月2日10名、10月22日6名、1月30日13名が参加）開催しました。父母ともに参加する世帯もありました。同室保育も実施しました。	子どもたちの成長発達に関する不安や困り感のある父母など、親子が直面している課題に対して、心理士による適切な内容を実施し、今後のフォローにもつなげられる講座を開催することができました。 参加者のアンケートでは、「とても参考になった」「参考になった」で100％となっており、親子の課題や父母の不安や困り感を解消する一助となることができました。	「イヤイヤ期」について、「ことば」と比較し参加人数が少ないため、内容と回数を見直し、次年度はより多くの親子に参加していただけるように展開していきます。対象が低年齢児であるため、体調不良による当日欠席も多いですが、親子が地域で安心して子育てできるよう、引き続き参加を促していきます。	3	幸区役所	地域支援課	
					84	子どもの発達支援事業（中原区）	■目的・目標：発達に何らかの課題がある子どもとその保護者が地域の中で安心して生活できるよう、発達課題の理解を深めるための情報提供や保護者同士の相互支援の推進、課題解決に向けての検討等を行うことで、発達支援活動の向上を図ります。 ■事業概要：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が情報や課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。また発達に課題をもつ就学前・就学後の子どもと保護者を対象とした交流会（子どもの発達支援セミナー・保護者ミーティング）の開催により、保護者の子どもへの対応スキル向上をめざすとともに、保護者相互支援を推進します。	保護者向けの子どもの発達支援セミナー9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ちが楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個別性に応じた対応を学ぶ場となっています。子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を2月に開催しました。	中原区子どもの発達支援事業として、就学前の保護者向けの子どもの発達支援セミナーを8回開催し、延べ95名が参加、就学後の保護者向けの保護者ミーティングを8回開催し、延べ66名が参加しました。また、子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による発達支援ネットワーク会議を2月に開催しました。	子どもの発達支援セミナー及び保護者ミーティングの参加者からは、「就学に向けて具体的なイメージがつかれた」「1人ではないと思えた」「様々な情報交換ができた」などの感想をいただき、保護者が発達課題のある子どもへの理解を深めたり個別性に応じた対応を学ぶ場となっています。また、保護者同士での情報共有や悩みを分かち合える場、専門機関からアドバイザーを得られる場として、非常に満足との反応が得られています。発達支援ネットワーク会議では保護者や児童の支援のため、区内関係機関の活動を理解しあい、顔が見える関係を継続し連携の強化を図ることができました。	保護者の抱える思いや課題は各々違いますが、他の保護者の話を聞くことで多様性を認め合い、悩みながらも関係機関とつながり続ける機会として継続していくことが望ましいと考えます。必要な人にきちんと情報が届くように、広報の機会を、工夫し増やすことは、改善の余地が今後もあると思われ、引き続き取り組んでまいります。	3	中原区役所	地域支援課	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅱ 個別の支援(第2章)													令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った			
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所管課	
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。	(4) 個別の必要に応じた支援	⑨ 身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害等に係る個別の相談、養育上の悩みの共有をはじめとした障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。	16条		85		精神衛生外来診療	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第16条に定める個別の必要に応じて支援を受ける権利により、発達障害等の症状のある子どもにカウンセリングを実施します。 ■事業概要：発達障害、自閉症、不登校などの心身症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざします。	令和5年4月から令和6年3月までの1年間で延べ173人(月平均15人)のカウンセリングを行いました。	令和6年4月から令和7年3月までの1年間で延べ162人(月平均13人)のカウンセリングを行いました。	前年と同程度のカウンセリングに対応することができました。	申し込みはあるものの、外来時間ですべてに対応はできず断っている現状があります。次年度より月1回の外来となり対応件数はさらに減少します。専門家(医師)が少なく補充できる予定もありません。	3	病院局	川崎病院事務局庶務課	
					86	通常の学級児童生徒と特別支援学級・特別支援学校児童生徒の相互交流	■目的・目標：交流及び共同学習の促進を図ります。 ■事業概要：一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流、特別支援学校と地域の学校との交流、あるいは特別支援学校に在籍している児童生徒と居住地の学校の児童生徒との交流等を推進します。	小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については50名が直接交流を実施しました。	小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については88名が直接交流を実施しました。	小中学校内で行われる障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習については、継続的・計画的に実施することができました。 居住地校交流については、居住地校交流連絡会議を年3回開催し、各学校での取組が充実したものとなるよう、各学校の取組内容や取組提案などの好事例を共有し、次年度の交流計画に活かせるように工夫しました。	3	教育委員会事務局	支援教育課			
					87	心の健康相談支援事業	■目的・目標：児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学面も含めた学校への支援体制を充実させます。 ■事業概要：心の健康に起因する問題について、精神科医等を派遣しての学校で面接相談を実施します。また、相談事例に基づいた研修会等を行い、心の健康問題への啓発活動を実施します。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。研修会については、今年度は集合形式で実施しました。 「子どものメンタルヘルスについて～子どもたちのメンタルヘルスの特徴や、SOSのサインへの気づきのポイント、対処の方法などについて～」という演題で研修を実施し、子ども話の聴き方などを学びました。	学校からの要請に基づき、精神科医等を学校に派遣し、面接相談を実施しました。 研修会については、今年度は「こころのケガに適切な対応を～トラウマインフォームドな関わり方の視点から～」という演題で研修を実施し、子どもたちの心の病気について、症状やサイン、対応や支援などを示唆いただき、学校関係者や保護者が、子どもの心の健康問題についての理解を深める機会としました。(参加者48名)	精神科医等が実際に子どもの様子を観察する、子どもと対話する等を行った後、教職員と共に、子どもの心の健康問題に対処するための支援方法や支援体制を検討しました。そのため、より子どもの個性や特性を踏まえた支援の方向性を選択することができました。 研修会では、養護教諭をはじめとした子どもに身近な大人が、子どもの心の健康について学んだことで、子どもの心への理解と支援の手立てを学ぶことに繋がりました。	3	教育委員会事務局	健康教育課			
					88	特別支援教育体制充実事業	■目的・目標：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する、学校としての支援体制の整備、充実を図るために、特別支援教育体制充実事業を実施します。 ■事業概要：川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を促進し、学校としての特別支援教育体制の充実を図ります。	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制を整備し、充実を図るために巡回指導相談員を配置しました。令和5年度は、小中学校29校、高等学校は全ての学校に対して派遣を行いました。	川崎市立の小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制を整備し、充実を図るために巡回指導相談員を配置しました。令和6年度は、小中学校23校、高等学校は全ての学校に対して派遣を行いました。	管理職や支援教育コーディネーターが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援に関する情報について、巡回指導相談員から助言をもらい、当該児童生徒に対する支援の充実に資することができました。	3	教育委員会事務局	支援教育課			
		⑩ 児童養護施設等の入所者への子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		89	児童養護施設等に入所する子どもの権利ノート活用	■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜須賀都市)合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、措置児童の権利擁護を図ります。	5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面を見直した権利ノートを各児童相談所を通して市内施設へ配布し説明を行いました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、各児童相談所を通して市内施設入所児童へ配布しました。また、付属の手紙について改訂しました。	新規入所措置児童だけでなく、昨年度から引き続き入所している施設措置児童も含めて、「子どもの権利ノート」を配布し、子どもたち自身に権利に関する知識の啓発を行いました。	今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】		
					90	里親家庭用「子どもの権利ノート」	■目的・目標：里親委託児童に「子どもの権利ノート」を配付し相談しやすい環境を整備することにより、児童の権利擁護を図ります。 ■事業概要：5県市(神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜須賀都市)合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配付し、委託児童の権利擁護を図ります。	里親に委託した児童に対し「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。	令和5年度に5県市の調整のもとで改訂した「子どもの権利ノート」について、各児童相談所を通して里親委託児童へ配布しました。また、付属の手紙について改訂しました。	新規入所措置児童だけでなく、昨年度から引き続き入所している施設措置児童も含めて、「子どもの権利ノート」を配布し、子どもたち自身に権利に関する知識の啓発を行いました。	今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】		
					91	児童養護施設等での啓発活動、情報提供等	■目的・目標：施設入所児童がより安心・安全に生活できる環境を確保するため、施設職員の知識や技術の専門性の向上を図ります。 ■事業概要：施設において子どもを権利の主体者として尊重し、その権利を保障するため、子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修等の取り組みが実施されるよう、施設に対して必要な情報提供や支援等を行います。	各施設内においてそれぞれ権利意識の醸成に関する研修等を開催し、職員の育成に努めました。	各施設内においてそれぞれ権利意識の醸成に関する研修等を開催し、職員の育成に努めました。	各施設・児童相談所とも連携し、権利擁護の醸成を進めました。	今後は児童福祉法の改正(意見表明権)も踏まえていながら、施設内における児童の権利保護の意識づけを行ってまいります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】		
					92	子ども夢パーク事業(不登校児童生徒居場所事業)	■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。 ■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。	フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。	引き続き、子どもが安心して過ごせるよう、多様に育ち学ぶことのできる環境作りに努めるとともに、保護者支援にも引き続き取り組みます。	3	こども未来局	青少年支援室		
					93	DV被害者の子どもへの支援	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第20条に基づき、DV被害者の子どもに対する支援を実施します。 ■事業概要：子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者であると捉え、特別な支援が必要な場合には、児童相談所等関係機関と連携を図り適切に対応します。	DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。	DV被害者の子どもに関しても、身体的、心理的な虐待が疑われる場合などリスクが高いケースについては、児童相談所等と連携を図り適切に対応しました。	DVと虐待の関係性について、関係機関と会議や研修を通して周知や連携の強化を図ってきました。児童相談所と区役所・支所との連携や、電話相談窓口であるDV相談支援センターからの情報提供により、特別な支援が必要な場合において、適切な対応を行うことができました。	毎年職員の異動がある中で、関係機関職員の理解や対応の水準を維持、向上できるよう、会議や研修を通して周知や連携の強化を継続的に行っていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
					94	児童相談所一時保護所における学習支援	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第21条に基づき、児童相談所一時保護所における学習支援を実施します。 ■事業概要：一時保護所においての児童の学習をする権利の確保を目的として、教員免許を持った学習専門指導員(会計年度任用職員)を配置し学習室等において児童へ学習支援を行います。	一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、学齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。	一時保護所入所児童へ学習専門指導員により、学齢や能力に応じた学習支援を実施し、入所児童の学習する権利の保障に努めました。	児童相談所に一時保護されている児童の学習権を保障するため、教員免許を持った学習専門指導員を配置し、各個人の年齢や能力に合わせた学習支援を行うことができました。	各個人に合わせたきめ細かな学習支援の実施に向けて在籍校や教育委員会との更なる連携に取り組み、受験期の児童の目標や希望に応じた手厚い支援を今後充実させていく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		
					95	児童相談所等で生活している子どもへの情報提供等	■目的・目標：児童相談所一時保護所や施設入所をしている子どもへ子どもの権利に関する情報提供を行います。 ■事業概要：一時保護や施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートやカード等を配布し、子どもの権利についての周知を図ります。 また、子どもの参加・意見表明の機会の確保など、権利擁護の環境整備に向けた取組を進めます。	一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。 また、一時保護所入所中の児童への弁護士による権利擁護に関する説明の実施や、子どもの権利カードの配布、一時保護所第三者委員活動の実施等を行いました。	一時保護所や施設入所中の児童への相談支援のほか、施設等入所時に子どもの権利ノートを配布しました。 また、10月から一時保護所入所中の児童で希望者を対象に意見表明等支援事業を実施し、延べ51人の児童と面接を行いました。児童が希望した場合、確認した意見を所管の児童相談所へ報告し、対応を求めました。子どもの権利カードの配布、一時保護所第三者委員活動の実施等を行いました。	施設等に入所となる児童に対して、必ず『子どもの権利ノート』を配布し、また一時保護中の児童に対しては、「子どもの権利カード」を配布するなど、年齢や能力に合わせて丁寧な説明、情報提供ができました。 また、継続して施設等に入所している児童については年に1回、児童福祉司から児童へ子どもの権利ノートについて説明をする機会を作っています。 意見表明等支援事業では、表明された児童の意見に対して、所管児童相談所と共有し、適切な対応を行うことにより児童の権利意識を醸成することができました。	児童福祉法の改正も踏まえ、さらなる子どもの権利擁護に向けた取組について、関係局と検討していく必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書
施策の方向Ⅱ 個別の支援(第2章)

令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力)
1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所官課
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。	(4) 個別の必要に応じた支援	⑩ 児童養護施設等の入所者への子どもの権利ノート の配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。	16条		96		子ども・若者等支援事業（こどもサポート旭町）	■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。（R5登録者数：45人）	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。（R5登録者数：45人）	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート旭町」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。（R6登録者数：44人）	利用児童に対する居場所づくり・相談支援を行った他、保護者会等を実施し、保護者に対する支援にも対応してきました。	不登校等の子どもが抱える課題や困難は多様化しており、利用者が安心して過ごせる場所を提供していくために地域のみより支援センターや学校といった関係機関とより密に連携しながら柔軟に対応する必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
							思春期問題対策事業（こどもサポート南野川）	■目的・目標：子どもの成長に合わせたトータルサポートの実現や、課題を持つ子どもへのきめ細やかな対応による不登校・引きこもり状態の長期化の予防などを地域社会の課題として捉え、行政、地域、関係機関が連携して問題解決を目指します。 ■事業概要：「こどもサポート南野川」では、不登校・引きこもりの課題を持った子どもと保護者の居場所づくりや生活・進路指導など、子育て支援の拠点として、小中学校学年程度から18歳までの子どもとその保護者を対象とした子育て支援を行います。	年間187日開所し、延べ1200名以上の子どもや保護者が来所しました。子どもたちは安心して活動ができるスペースで、学習だけではなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球などを楽しく過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会11回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校へリーフレットを配付しました。	年間188日開所し、延べ1200名以上の子どもや保護者が来所しました。子どもたちは安心して過ごすことができるスペースで、自ら1日の計画を立て、学習だけではなく、畑作業やものづくり、読書、カードゲーム、卓球など様々な活動を楽しみながら、楽しく過ごしました。また、学校等関係機関との情報交換会10回、「進路学習会」等の保護者の会を3回実施しました。 居場所を必要としている子どもや保護者への周知のため、学校や不登校相談会等を通じてリーフレットを配付しました。	学校や関係機関等との情報共有と連携強化を図ることで、児童生徒への理解が深まり、よりきめ細やかな対応や支援につなげることができました。体験活動や子ども同士の関わりを通して、子どもたちが自尊感情を高めていく様子が見られました。	不登校等の子どもが抱えている問題は、多様化・深刻化する傾向にあり、子どもを取り巻く背景や環境を理解するためには、時間をかけて信頼関係を構築することが求められます。様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校や保護者、関係機関と連携を強化しながらきめ細かく柔軟に対応する必要があります。			
							子ども・若者等支援事業（こどもサポート小田）	■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援することで、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。 ■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加を支援します。	不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。（R5登録者数：37人）	不登校等、様々な課題を抱える子どもとその保護者が安心して利用することができるフリースペース「こどもサポート小田」を運営し、学校や社会生活への参加に向けた支援を実施しました。（R6登録者数：30人）	利用児童が安全に過ごせる居場所づくり・社会的な自立に向けた相談支援を行った他、臨床心理士等による定期的な保護者会等を実施し、保護者に対する支援にも対応してきました。	不登校等の子どもが抱える課題や困難は多様化しており、利用者が安心して過ごせる場所を提供していくために地域のみより支援センターや学校といった関係機関とより密に連携しながら柔軟に対応する必要があります。			
							不登校対策連絡会議	■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。 ■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取組ます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。コロナ禍への対応も含め、各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。 また、不登校相談会・進路情報説明会は、予定通り9月に対面で実施しました。	年2回の不登校対策連絡会議を予定通り実施しました。各関係機関・施設の支援の現状を共有し、各機関・施設で行えることや連携して取り組めることなどについて意見交換を行いました。 また、不登校相談会・進路情報説明会は、予定通り9月に対面で実施しました。	不登校対策連絡会議は高津市民館で行われ、約50名の参加がありました。各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。 不登校相談会・進路情報説明会には約180人の参加があり、NPO、親の会とも協力して、不登校児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報提供を行うことができました。	不登校の背景や要因は多様であり、児童生徒や保護者の支援ニーズを把握することが難しいため、今後も各関係機関・施設の特徴を生かし、様々な視点から子どもたちを捉え、情報交換をしながら、支援にあたる必要があります。			
							適応指導教室（ゆうゆう広場）	■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室（ゆうゆう広場）を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。 ■事業概要：適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。	より利用しやすいゆうゆう広場づくりとなるよう、環境整備に努め、児童生徒のニーズに合わせながら必要な支援を行うことができました。多くの体験活動を行うことで、コミュニケーションの向上につながり、良好な他者との人間関係を築くことができました。令和6年度は過去最高の321人の利用登録があり、約40%の児童生徒が学校復帰を果たすことができました。	登録者数に対して利用者数が少ないことを踏まえて、ゆうゆう広場に通室する児童生徒たちが安心・安全に過ごし、自己肯定感や自己有用感をより高め、社会的自立に向けた一歩生み出せるような支援を引き続き提供していく必要があります。また、周知活動を強化し必要となるに必要なタイミングで支援の情報が届くようにしていく必要もあります。			
	(5) 共生社会に関する理解の促進 さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。	16条		101		教育相談員・メンタルフレンド	■目的・目標：不登校の子どもに寄り添うことで安心感を与え、様々な自立活動を通して状況の改善を図ります。 ■事業概要：適応指導教室（ゆうゆう広場）では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動補助を行います。	大学生、大学院生にメンタルフレンドとして、児童生徒にとってより身近な存在となり、一緒に活動してもらえ環境を整えました。ともに活動し、安心してプログラムに参加できる雰囲気づくりに貢献すると共に、簡単な相談にのったりしました。	大学生、大学院生にメンタルフレンドとして、児童生徒にとってより身近な存在となり、一緒に活動してもらえ環境を整えました。ともに活動し、安心してプログラムに参加できる雰囲気づくりを行ったり、快適な居場所づくりに貢献したりしました。	令和6年度は18名のメンタルフレンドが活動しました。ゆうゆう広場には令和6年度は321人の登録があり、多くの児童生徒たちが、メンタルフレンドとの関わりを楽しみにしており、安心して活動に参加することができました。	さまざまな支援機関で同じような支援を行っており、今後も人員を確保し、通級する子どもたちが安心して過ごせるように、寄り添い見守る体制を継続する必要があります。	3	教育委 員会事 務局	教育相 談セン ター
							多文化共生についての理解を進めるための啓発、広報	■目的・目標：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に向けて、市民等の理解の促進を図ります。 ■事業概要：「川崎市多文化共生社会推進指針」の周知及び指針に基づく施策の推進により、外国籍及び日本国籍でも外国文化背景のある子どもやその家族が地域社会を構成するかけがえのない一員であることについての理解を進めるための啓発を行います。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、例年参加していた「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」「かわさき市民祭り」「多文化フェスタさいわい」がすべて開催され、外国人市民代表者会議として参加しました。これらのイベントにおいて、クイズや国旗描き、世界のお茶試飲等を実施しました。 また、子どもへの支援に関しては、外国につながるのある小中学生を対象とした学習支援企画を1日実施しました。	「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」「かわさき市民祭り」「多文化フェスタさいわい」に、外国人市民代表者会議として参加しました。これらのイベントにおいて、クイズや国旗描き、世界のお茶試飲等を通じて、多くの来場者と交流し、多文化共生についての理解の普及に努めました。「多文化フェスタさいわい」においては、参加していたお子さん達からの提案で、「外国語による交流」コーナーを設け、来場者と活発に交流しました。 また、子どもへの支援に関しては、外国につながるのある小中学生を対象とした学習支援企画を1日実施しました。	外国人市民代表者会議として参加した市民祭り等のイベントにおいて、多くの日本人親子・外国人親子と交流することができ、多文化共生についての理解を深めてもらう機会につながりました。 特に、「かわさき市民祭り」では、多くの子どもたちが「国旗描き」に参加し、多文化共生に触れる入り口となる機会を提供することができました。	より多くの市民に多文化共生社会についての理解を進めるための啓発、広報を継続するとともに、より効果的な啓発、広報の手法について引き続き検討する必要があります。			
							冊子「ふれあい かわさきの福祉」発行	■目的・目標：地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について学ぶためのツール	地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について子どもたちに学んでもらい、共生意識の醸成を図ることが大変重要であることから、小学6年生を主な対象にした福祉副読本「ふれあい」を作成し、川崎市立の全ての小学校に配布しました（配布数：約13,000部）。また、GIGAスクール構想に伴い、全編デジタル化を実施し、副読本ポータルサイトに掲載しました。	地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について子どもたちに学んでもらい、共生意識の醸成を図ることが大変重要であることから、小学6年生を主な対象にした福祉副読本「ふれあい」を作成し、川崎市立の全ての小学校に配布しました（配布数：約1,300部）。内容・構成については編集委員からの意見を踏まえ、市独自の地域包括ケアシステムの取組を紹介する記述を増やしました。 また、GIGAスクール構想に伴い、全編デジタル化を実施し、副読本ポータルサイトに掲載しました。	社会科や総合的な学習の時間など様々な学習の場において、福祉の心を育むための教材として活用されました。	今後も継続的な活用に向け、取り上げる内容や構成等について検討し、より使いやすい教材となるよう工夫が求められています。 また副読本の全編デジタル化を実施し、原則デジタル版で全小学校が閲覧できるようになったため、冊子の配布数や方法について、小学校でのニーズを踏まえながら引き続き検討を進めます。			
							多文化共生教育「多文化共生ふれあい事業」	■目的・目標：日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重しあい、共生する大切さを意識してもらうことを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要：異なる文化背景のある地域の外国人市民等を講師として学校に派遣します。	希望する市立小、中学校、特別支援学校92校に対し、延べ256名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体がコーディネートを行い、様々な国の文化体験を通して、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	希望する市立小、中学校、特別支援学校8672校に対し、延べ211名の民族文化講師を派遣しました。講師の派遣に関して、4団体がコーディネートしていただき、様々な国の文化体験を通じて、子どもたちが自国の文化と他国の文化のよさを認め合う意識の向上を図ることができました。	外国につながるのある児童生徒の増加とともに、多国籍化が進む中、様々な国の文化体験をすることで「違うのが当たり前」と捉えられるようになり、それぞれの違いは「おもしろさ」になり、「違ってよい」という理解を深めることにつながり、互いの文化の違いや良さを認め合う意識の向上を図ることができ、外国籍の児童生徒の人間関係づくりを推進することができました。参加児童生徒の感想から「壁がなくなったような気がした」「一人ひとりが尊重し合える世界にしていきたい」など、互いのよさを認める意識の変化がありました。	文化体験の内容を精査しながら継続します。			

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和6年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅱ 個別の支援(第2章)														令和6年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った			
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和6年度の成果	令和6年度の課題	令和6年の 達成度	所管局	所官課		
施策の方向Ⅱ 個別の支援 子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。	(5) 共生社会に関する理解の促進 さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。	⑪ 外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。	16条		105	6	かわさき共生＊共育プログラム(再掲)	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共育プログラム」担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてのエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 教職員の採用前研修では「子どもの権利に関する条例」に関する資料を紹介しました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間のエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	担当者会や要請研修等の中で「かわさき共生＊共育プログラム」の理念や子どもの権利に関する条例についての理解を深める取組や学校における相談体制づくりの支援を行うことで、児童生徒の豊かな人間関係を設けることができました。要請研修に参加した教員の感想からは「多様な生徒の一人ひとりを丁寧に見取り、認めて、理解していくことがさらに必要だと思った」等、「個性の違いを認められる」こと等につながる意識の向上が見られました。	教職員・児童生徒とともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実に努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、引き続き取り組み必要があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。	3	教育委員会事務局	教育政策室		
						106	8	社会教育振興事業(再掲)	■目的・目標：民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動、家庭教育推進事業などをとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、429事業を実施し、延べ71,975名が参加しました。	平和や人権の尊重に関する学習等を行い、共に生きる地域社会の創造に努めました。子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。 【青少年教室事業】 事業数 8事業 延べ参加者数 274人 (例)教育文化会館 「おもしろ選挙体験～究極の選択～夏VS冬!?」延べ13人参加 高津市民館 「小学生のための絵本作り講座」延べ56人参加 【その他子どもに関わる講座】 事業数 30事業 延べ参加者数 2,036人 (例)多摩市民館平和・人権・男女平等推進学習「ヤングケアラー理解講座」延べ参加者数32人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2024」延べ参加者数89人	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
					107		民族学校に通う子どもとの交流の促進	■目的・目標：両国の児童生徒の親善・交流を深めるとともに造形教育活動の振興を図ります。 ■事業概要：県内朝鮮学校と川崎市立学校の児童生徒の造形作品による美術交流展を実施し、広く市民に公開します。	朝鮮学校の子どもの作品、川崎区の小学校3校と中学校11校の子どもの作品を川崎市教育文化会館で展示しました。土、日曜日を含めた4日間の会期中、185名が来場しました。	朝鮮学校の子どもの作品、川崎区の小学校3校と中学校11校の子どもの作品を川崎市教育文化会館で展示しました。	土、日曜日を含めた3日間の会期中、394名が来場しました。作品の展示をとおして、子どもが多様な作品を鑑賞することができました。	市の100周年イベントの関係で例年より展示スペースが狭かったため、展示した作品数が少なくなりました。今まで会場としていた、教育文化会館が開館が予定されているため、会場の確保が引き続き課題です。	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター		